野党統一・市民連合の力で
憲法を守り、戦争法と共謀罪法を廃止にしましょう

あしたば

日本共産党利島支部機関紙

第177号
2017年10月8日発行

〒100−0301
東京都利島村850番地
電話　04992-9-0191
発行者　日本共産党利島支部
笹岡寿一
Eメール・アドレス
to_sasaoka@yahoo.co.jp

<知は力>　内容が豊富で、読みやすくて面白い
「しんぶん赤旗」日曜版をご購読下さい［月823円］

共産　社民　立憲民主

3野党が市民連合と共通政策確認

「安保法制の廃止と立憲主義の回復を求める市民連合」（市民連合）は、9月26日には日本共産党と社民党、10月3日には立憲民主党に対し、衆院選での野党のたたかい方と「野党がともにたたかう際に共有すべき基本的な政策」に関する要望書を提出。3野党から基本的合意が得られました。

▲市民連合が共産党に要望書提出

▲市民連合が立憲民主党に要望書提出

――確認された「共通政策」の柱――

1　安倍政権が進める9条改正に反対
2　安保法制、共謀罪法などの白紙撤回
3　原発事故の検証のないまま再稼働認めない
4　森友・加計学園などの疑惑を徹底究明
5　保育、教育、雇用の政策を飛躍的に拡充
6　8時間働けば暮らせる働くルール実現、生活を底上げする経済、社会保障政策を確立
7　LGBTへの差別解消、女性差別撤廃など

東京でも野党の連携次々

8選挙区で一本化

20区は共産を社民が支援

日本共産党東京都委員会は4日、総選挙で、市民と野党の共闘の勝利で安倍政権を退場させる立場から、都内の6小選挙区で共産党予定候補を取り下げ、立憲民主党と社民党の予定候補を応援し、比例での共産党の躍進に力を尽くすことを発表しました。その後、さらに2選挙区で取り下げることを発表。また20区では共産党予定候補を社民党が支援します。

都議選に続き　安倍政権に退場の審判を!!

日本共産党を伸ばしてください

市民と野党の共同は、安保法制＝戦争法に反対する声と運動によって生まれた国民の共有財産です。この共闘こそ安倍政権を倒す力です。共闘に誠実に努力する日本共産党を大きく伸ばしてください。

衆院3区予定候補
こうざい・かつすけ
香西かつ介

日本共産党

東京民報
ご意見・ご要望は 03-5972-1621、FAX 03-5972-1590
2017年10月号外　日本共産党東京都委員会の見解を紹介します。
発行／東京民報社（港区芝1-4-9 平和会館5階）1965年11月12日第三種郵便物認可

笹岡寿一の議会報告

２０１７年度・第３回定例村議会は９月26日開かれました。会期は、28日までの3日間と定めました。28日深夜12時に閉会しました。行政報告、笹岡寿一議員の質問を中心に住民の皆さんに直接的に関係があると思われる、事案の要旨をお知らせします。今議会では、代表監査委員が出席して決算に関する監査意見書の説明をしました。

9月議会では、このような事が話し合われました【小見出は笹岡】

行政報告

防災訓練

総務課長》今年は、土砂災害を想定した訓練を10月14日（土）8時30分から11時まで実施する。今回は、避難所運営訓練を学校体育館にて行う。

ブロードバンド

総務課長》村が整備する範囲については、平成30年1月施工に向けて、総務省関東総合通信局に対し、補助金申請のための事前協議を行っている。

補助金の交付決定後施工へと入り、来年度中の運用開始を目指して作業を進めていく。

第4次総合計画

副村長》9月3日に第2回の住民対話会を開催し、43名が参加した。

全体説明会の後、3つのグループに分かれ、利島の特色を生かした産業振興、少子高齢化への対応、安全・安心のための生活基盤づくりについて、それぞれ意見交換を行なった。

内容としては、今後の人口は、「現状維持」が最も多く、次いで増やすべきが多かった。

「産業維持のため、Iターン移住者を後継者に含めても良いか」については、全員が「はい」という回答であった。

一方で、「将来的に子供や孫に島へ戻ってきてもらいたいか」については、「はい」より、「いいえ」が多く、その理由としては、「生活や仕事に不安があり、また子供が15歳で島を離れるという苦労をかけさせたくない」という意見が出た。

他ほ、「次回の住民対話会は、更に参加人数を多くするべき」といった意見も聞かれた。

笹岡議員》住民対話会開催ごとに出された意見集約を、その都度、全住民に知らせることはできないか。

副村長》9月の住民対話会の内容は、10月の広報で知らせる。

例規集

副村長》確認作業を実施した結果、最新ではないもの、及び今後改正・廃止が必要なものを合計すると100本程度となった。

今後は、改正が必要なものについて、修正が必要な条文と修正内容を絞り込み、12月議会で再度報告を行う。

笹岡議員》言うまでもなく、例規集は地方自治体にとっては、必要不可欠である。

それが「依然として整備されていない」状況を如何が認識されているか。こうした事態は、自治体にあっては、前代未聞の失態状況である。

「改廃が必要なもの100本」というのは、意味がよくわからない。

速やかに整備して、公開するよう求める。かつては、原本は一つの書庫に保管されていた」という。

近年は保管していないのか。

前議会で本件に関連して、規則や要綱の新設、改正、廃止に関して、その都度、その直後の定例議会に文書提出を以て報告するよう求めたところ、「経費の節約を図る」という答弁を以て拒否していた。

「紙代がもったいない」という考えなのだろうが、一体この措置で、如何ほどの節約となるのか。

村内でも笑い草になっている。

規則や要綱の新設、改廃は、議会議決は要しないが、それだからと言って「行政だけが周知していれば由」とする事案ではない。

改めて対処されるよう求める。

副村長》原本は個々の職員が管理している。専用の書庫に保管していたことは承知していない。

規則や要綱を議員に配布する

30数年ぶりの村長選挙

11月　7日（火）告　示
11月12日（日）投票日

ことはしない。

議員控室に一部備えておく。

【これほどまでに拒絶する姿勢が理解できません。寿一】

観光アドバイザー

副村長》専門的な見地から指導・助言を得るため、都にアドバイザーの派遣を依頼した。

その結果、第1回目の派遣として、8月16日、17日に来島し、村内の視察を行うとともに、意見交換を行った。

アドバイザーからは、「何もしなければ、利島も人口減少という、その他多くの自治体と同じ運命を享受せざるを得ない。」、「交流人口増大のため、人が利島の最大の魅力であり、人と人との交流に重きを置くべき」、「島民ファーストの施策を島民の皆さんを巻き込んでいかに島民主体で進めていくかが重要」などの助言をいただいた。

今後の予定としては、地域おこし協力隊任務の確立に向けて進捗状況に対する助言、第4次総合計画素案への助言などを行っていただくため、今年度内に計5回の派遣を予定している。

敬老祝賀会

住民課長　9月9日、村内70歳以上の人を対象に利島村敬老祝賀会を地域交流会館で開催し、23人が出席した。

保育園児による歌など、賑やかなアトラクションが続いた。

出席者からは、若松様などの利島の唄を伺う、貴重な時間となり、最後は、「利島太鼓の会」による和太鼓演奏でお開きとなった。

笹岡議員》高齢者の一部には、「敬老金は70歳以上でも、敬老会への出席対象年齢を「65歳以上に戻して欲しい」という要望がある。

「次回からの参考になれば」との思いから、隣の大島町と新島村での実例を紹介しながら、若干の考えを述べて改善を求めておく。

敬老会の祝賀会は、大島町では婦人会が主催していて、対象者は65歳からとなっている。

新島村では、老人クラブの主催で対象者は、60歳からである。

費用は両町村共に町村の補助で賄っていて」出欠席の扱いは、柔軟性をもって対処している。

大島町では、この他の町主催の敬老祝賀事業として、喜寿、米寿、白寿などの人は記念撮影して、本人に授与するとともに、広報で祝賀を述べて紹介している。

新島村では、敬老祝賀事業として、村主催で芸能人などを招いて、全村民、だれでも参加できる観劇会を開催している。

祝賀会への出席扱いは、敬老会の主旨を再認識されて、柔軟に対応されるよう求める。

住民課長》アンケートを取って検討したい。

村長》心ある人が出席して盛大に祝福することが望ましい。

笹岡議員》かつては、出席者は65歳以上で、婦人会や議員、村職員など、多くの人たちが出席して盛大に催されていた。

それを、昨年から70歳以上に規模を縮小しておきながら、「心ある人が出席して盛大に祝福することが望ましい」と言うのは、言っていることとやることが違う。

国民健康保険制度改革

住民課長》平成30年度から都道府県は、区市町村と共に国民健康保険の保険者となる。

今後の予定として、翌1月以降に、都・区市町村・国民健康保健団体連合会と協議の上、標準保険料率を確定・公表、2月区市町村運営協議会実施、3月に区市町村条例改正・保険料率決定の予定である。

笹岡議員》30年度は、医療の診療報酬と介護報酬の改定が同時に行われる、6年に1度の年になる。その中で、国民健康保険事業の広域運営が実施される。

7月10日の厚労省の保険料(税)率に関する3回目の通達により、各市町村が条例等に定めた保険料の賦課割合を基に試算するとしている。その保険料(税)率は所得割、均等割りを基本として、都道府県が任意に定めた都道府県統一の算定条件に基づき試算する制度になるとしている。

その結果、実態としては、都道府県が設定して通達してくる保険料(税)率によることで、市町村での設定権限は、事実上極めて制約される格好になるきらいがある。

政府は、法定繰り入れの50%(国庫負担32%、国調整交付9%、都道府県調整交付9%)を以て運用していくとしている。

激変緩和策追加投入額1,700億円の内、「30年度は1,200億円を投入する」として、「法定外繰り入れは勘案せずに算定して欲しい」としているところから、今問題となっているのは、「法定外繰り入れ措置は、事実上極めて制約されるのではないか」という、多くの自治体からの懸念がされている。

そうなれば、市町村は事業特別会計の不足分を住民の保険料(税)に転嫁して、増額すると言った事態も発生しかねない。

国は市町村に27年度実績と、新制度によって算出した金額を比較した保険料(税)を8月末日までに報告するよう求めている。

そこで、来年度の一人当たりの保険料(税)の平均概算数値の試算表の提出を求め、如何なる対処策を検討されているのか伺う。

これ以上の保険料(税)の住民

負担増を招かないよう求める。

住民課長》都の試算では、来年度の保険料は平均で1・5倍～1・6倍の4万5千円上がる。

村長》住民の負担が厳しくなるような状況になれば、一般会計からの繰り入れは考える。

【所得割の課税対象額が140万円程度の二人暮らしの家庭の場合、現行は、9万6千円程度ですが、1・6倍の増となると、繰り入れが無ければ、合計で15万3千円程度になり、およそ5万8千円の増額負担となります。寿一】

椿害虫対策

産業環境課長》今後の方針として、誘蛾灯による羽化調査、及び幼虫密度調査を実施し、大発生に備え散布体制を整える。

文化財保護審議会

教育長》利島村には、東京都の有形文化財や指定史跡、無形民俗文化財など、古くから伝わる文化財産がある。

未来の利島を創る上にも、利島のルーツを知り、後生に残していく役割を今果たさねば、消えていくものも多いと考え、文化財保護審議会に対し、文化財保護の在り方について諮問した。

文化財保護審議会では、主に流鏑馬と大石山遺跡について話し合い、次のような意見が出た。

（1）流鏑馬について

古式に則り進めるのは現状では難しいと思われることから、神に奉納するという神事としての精神性を最低限残しつつ実現させる方向を検討していく。

（2）大石山遺跡について

遺跡のパンフレットや教育委員会だより等で、村民に対して遺跡の学術的価値を知らせるなど、大石山遺跡に関心を持ってもらう取り組みを行う。

標示板を設置し、大石山遺跡に立ち入れるよう、ヘリポート駐車場わきから上れる道を設置し、遺跡公園として整備する。

笹岡議員》島には、沢山の伝来の唄がある。しかし、これらの唄の殆どは楽譜面はなく、神事や祝いの宴席で口から耳へと唄い継がれてきたものである。今では、それを唄える人は非常に少なくなっている。

昨今では、全く聞かれなくなっている唄もある。老人会の席などを利用して、録音して保存と伝承に努められたい。

教育長》無形文化財は報告でも述べたように、「後生に残していく役割を今果たさねば、消えていくものも多い」と考えている。

保存に努めていきたい。

一般質問

質問に先立って

笹岡議員》今議会での質問は、臨時議会がない限り、前田村長の任期最後の質問になる。

これまで、私が多くの住民の方からの要望を受けて質問してきた案件の殆どは、残念ながら実現の運びには至らなかった。

前田村長は、今秋の任期を終えるに当たって、すでに再選に向けての出馬表明をされている。

そこで、従来質問してきている案件で、その後においても「何としても実現して欲しい」という住民からの強い要望のある案件から伺う。

尚、これらに関する質問の主旨は、これまで詳細に申し述べてきているところであり、この際、多くは申し上げず、簡潔に述べるに止めることにする。

実現に向けての前田村長の前向きな努力を期待する。

防災対策

笹岡議員》副村長は、「土砂災害防止工事に際して、国土交通省と自治体で、計23％の補助制度がある」と議会答弁している。

今、長久寺では、「かねに荘」との間に「擁護壁工事を検討している」と聞く。国は、「村が要綱などで定めていれば交付対象となる」としている。補助限度額は330万円で多額ではないにしても施工主からすれば、費用の軽減が図れる。

村は要項など定めて補助金の受給対象とする考えはないか。

村長》その考えはない。

島外通院への旅費助成

笹岡議員》この8月から、高齢者の高額療養制度の負担額が大幅に増額されている。

この上、「国民健康保険料（税）」が上がるとなると医療費負担はさらに重い負担が押し付けられることになる。

その上に、離島に暮らす高齢者や、その家族にとっては、島外通院に伴う旅費の負担は、さらなる厳しさを強いられることになる。

本件に関して、前議会において、一部に反対の意見もあったが、多くの住民の要望があるのを受けて、議会は請願の採択をしている。

ここには、「困っている人がいれば、行政が助ける対策をとるのは、当然のことである」と賛成の意見を述べた議員がいた。この発言は、まさに住民に寄り添った考え方そのものであり、「住民の生命と生活を守る」という、地方自治の「法精神に則ったもの」と聴いていた。

本件は、先の議会でも述べたとお

り、本村に限らず、島嶼に暮らす住民にとって、共通の切実で喫緊の大きな課題となっている。

私は、日本共産党の島嶼議員団と共同して、都議団の協力を得て、本件の実現に向けて、都に対して財政的支援の要望をしていく考えでいる。

前田村長におかれては、本村で先駆的役割を果たして、1回につき、2万5千円を年6回までの島外通院旅費の助成実施に向けて、前向きにご尽力されるよう、再度要望する。

これに要する助成費用は、これまでも述べてきたとおり、年に250万円程度と推計している。

住民課長》所得制限なしで、1回につき、7千円を年6回まで助成することにした。

村長》従来からすれば、2倍の増額である。

笹岡議員》「所得制限なしにしたこと」と、「回数を6回まで助成する」のは、1歩前進である。

しかし、7千円というのは、「2倍の増額」と言っても、皆さんが要望している、2万5千円からすれば、余りにも、かけ離れすぎている。

給付型奨学

笹岡議員》返済額の2分の1を給付型とするよう求める。

教育長》支援金を給付している。奨学金の給付は考えていない。

高校生までの医療費の無料化

笹岡議員》高校生までの医療費の無料化を実施されるよう求めたところ、村長は「島嶼では、神津島村だけが実施している」と答弁して実施を拒否している。

新島村でも実施している。

調べも不充分なまま、初めから「実施しないがありき」になっているように思う。そこで、変な質問だが、「実施する意思のない理由」を伺う。

村長》現段階では、実施する考えはない。

公契約

笹岡議員》村長は、村の委託事業に従事して、20年余も村のために働いてきていながら、この間、賃金も全く上がらず、処遇の改善もされないまま置かれてきている、

従業員たちの実情を再認識されて、「労使間の問題」と言って放置することなく、生活改善と将来への不安を解消して、安心して働いていけるように、賃金や退職金、各種労働保険制度の適用などの労働条件の改善について、事業委託費の予算措置を以て配慮されることを求める。

村長》従業員の賃金や処遇の改善は、企業が事業の拡大を図って、売上げを延ばす努力をして、なされるべき問題と考える。

笹岡議員》村からの受託業者が、「事業の拡大をして売上げを延ばす」といっても、現実的には、拡大するにも、それほどの仕事がある訳ではないし、それに必要な従業員も増員できる状況にはない。

他人任せで、責任を放棄した発言でしかない。

議事録の議員への配布

笹岡議員》現状では、過去の議会でどのような議論がされていたのかについては、個人のメモや記憶に頼らざるを得ない状況にある。

その結果、時として聴き違いによるメモの誤記や記憶の誤りなどによる質問で、議会運営に差し障りが生じたりしている。

それ自体問題だが、さらに、議員にあっては、質問、質疑、或いは意見等の理論構成を考える上で例規集同様必要な資料である。

今年度から議員にも配布するよう再度求める。

村長》必要な議員が持ち帰られるように、議員控室に3・4冊置くようにする。

議会の録画中継

笹岡議員》議会ごとに傍聴人が来られていて、議会、村政に関する住民の関心は高い状況にある。

この際、録画可能な議会のネット中継の早期実現に向けて、是非尽力されたい、重ねて要請する。

総務課長》実施するにしても30年度からになるが、問い合わせしたところ、費用が1千万円程度かかるので検討を要する。

笹岡議員》新島村では、数年前から実施されているが、施設費は200万円程度と聞いている。

良く調査して対処されたい。

島しょ格差是正と財政支援

笹岡議員》島嶼格差の是正と都に対する財政支援要望について伺う。これまで島嶼格差が放置されてきたが為に、島嶼町村政は生活基盤整備事業の殆どが町村事業であることから、財政の厳しさに苦しめられてきている。

7月2日の都議選において、都議会は大きく様変わりした。

今、多摩格差の是正が都政の大きな課題として取り組まれようとしている。

島嶼格差についても、私は、日本共産党の島嶼議員団と共同して、都議団の協力を得て、是正に向けて要望をしていく考えでいる。

村長、議長におかれては、町村会、議長会とも共同して、積極的に取り組まれるよう、東京都に働きかけをされたいと考える。

我々議員も島嶼格差の是正は、超党派で取り組まれるよう、都議会各党、各会派に、本村に来られて住民から直接要望を聞かれるよう、村長と一緒に要請活動をしていきたいと考えている。

出席できない党や会派には、メッセージだけでも頂ければと考える。

村長の所見を伺う。

村長》都には、これまで個々の事案ごとに要望してきている。

「島嶼格差の是正」という、全体的な要望活動に取り組んでいく考えはない。

椿産業の現状と将来計画

笹岡議員》村は、椿産業の将来展望について、農協に調査委託して、研究を加えた上で、計画の立案に務めていく考えを示している。

私は、この調査研究に何らの異論を唱えるものではないが、この結果を待って「計画の立案を図り、実施していく」といった段階論ではなく、現状において実施している更新事業と併せて、下草刈りの支援助成事業、或いは、後継者対策などを含めた課題について、同時に積極的な対処策を講じて、実施していく必要があると考える。

産業環境課長》下草刈りの支援助成事業は、来年度において検討したい。

野鼠の駆除

笹岡議員》依然として、野鼠の被害が続いている。捕獲罠の性能によるのか、設置基数の不足によるのか。仕掛けた罠の効果は余り見られていないようだ。

調査結果から如何なる検討がされているか。罠に問題があるようだったら、「天敵の導入などの検討もされては」と考える。

【この件は、私の質問前に他の議員から同趣旨の質問がありました。天敵のイタチは、「ネズミの血を吸うだけというが、死体は見たことが無い。フクロウは、1匹40万円するので、雄雌で買うと80万円になる。購入しても何処へ、「飛び去るか分らない」といった話がありました。

小笠原村では、「罠で効果を挙げている」という情報がある」ということで、「聞いてみたら」ということになりました。寿一】

入札制度の在り方

笹岡議員》本件は、前議会で質問通告してあったが、時間の関係で質問できなかったので、今回改めて伺うものである。

村は、この3月17日に「入札説明会の案内を掲示した」と言う。

入札参加を希望していた業者が、これを全く知らなくて、「知ったのは、説明会が終わった数日後のことだった」と言う。議会終了直後に村に問い合わせたところ『説明会に来なかった者は入札資格がない』と言われた」と言っている。

昨年は、担当課長に『説明会に来なくても入札には参加できる』と言われていた」と言う。

今回は、何の根拠があってそういうことになっているのか。

関係者は副村長に問い合わせしたところ、「担当が決めたことだから、変更できない」旨の話をされたと言う。しかし、こうした対応を一担当職員で決められるとは考えられない。幹部会で決めていたのではないのか。本来は、入札に関する事項は条例で定めてあるのが通常だが、本村は如何様になっている。

入札は公平公正でなくてはならない。入札に関する条例がないのであれば、この際、条例設置を図り、入札に関するトラブルが発生しないよう、適正な運用に努められたいと考える。

総務課長》説明会の案内を掲示したのは3月3日である。

公平で適正に対処していく。

【説明会に来なかった者が入札資格を失うことにした理由の説明はありませんでした。寿一】

住民からの要望書

笹岡議員》住民から、2件の要望書が出されている。

1．汚泥処理施設の建設予定地を他に変更するよう求める内容の要望書

2．八幡神社前の道路建設計画地を他に変更するよう求める内容の要望書

いずれも理に叶った要望であり、再検討されたい。

決算監査の遅れ

笹岡議員》「行政報告」とはしていないが、決算認定について、「ふるさと振興基金他、特定目的基金3基金の残額を歳入歳出予算〈計上する処理に関して疑義があり、東京都への照会等を行ったため、決算監査の開始が当初の見込みよりも遅くなった」とある。如何なる事態を指して言っているのか。

【本件については、私の質問以前に、他の議員から監査を遅らせたことについて、厳しく指摘する質問がありました。決算に疑義があったことの要点は、行政が監査委員の指摘があるまで、4基金の廃止条例とそれに伴う予算措置がなされていなかったことの不整合性を認識していなかったことにあります。この他、監査委員の指摘の中には、「今年度の決算監査と直接の関係ではないが」と断った上で、村が所有する、「クレーン車輌、フォークリフトなどの特殊車両の貸し出しに関する条例は、地方自治法に反する疑いがある」と関係条文を示しての指摘がありました。

村長は、この監査委員の指摘を受けて、是正措置を講ずる考えを述べていました。寿一】

議案

【議案は、条例の改正案、各会計の補正予算案、28年度各会計の決算認定案、工事請負契約承

認案件2件が提案され、全て原案どおり承認、可決されました。

工事請負契約承認案件の審議状況をお知らせします。寿一】

再生可能エネルギー設備請負工事契約

笹岡議員》工事費の約5千2百万円という金額は、村長の説明による東電の電気料金との比較では、差し引きで年間60万円程度の軽減という計算になる。

この金額は、修理も取り換えもなく使えるとして、単純に現行の東電の電気料金に換算すると85年以上分の料金に相当する。

今、この設備を要する理由は理解できない。採決には棄権する。

【本件については、他の議員から発電容量とその効果の関係、パネルの野鳥の糞による汚れや、塩害による清掃、管理問題などの質問がありました。村長は、「この施設により、年間で80万円程度の節電が可能である。管理費は25万円程度と見込んでいる」と答えていました。寿一】

汚泥処理施設請負工事契約

笹岡議員》悪臭や騒音を心配して、近隣の住民から建設地を、「民家から離れた場所に変更して欲しい」という切実な要望書が村長、議長あてに出されている。

こうした施設は、生活環境の景観上からも民家から離れた場所に建設すべきものと考える。

議案第５７号

（仮称）利島村汚泥再生処理センター建設工事請負契約について

（仮称）利島村汚泥再生処理センター建設工事請負契約について、次のとおり工事契約を締結するため、議会の議決を求める。

平成２９年９月２６日提出

東京都利島村長　前　田　福　夫

記

1	契約の目的	（仮称）利島村汚泥再生処理センター建設工事
2	契約の方法	公募型プロポーザル方式
3	契約金額	￥３６３，９６０，０００－
4	契約の相手	東京都台東区松が谷１－３－５ クボタ環境サービス株式会社 代表取締役　岩部　秀樹

現在の場所に決めた理由は何か。

【この時点では、要望書は議会に配布されていませんでした。

提出を求めたところ、「汚泥処理施設の建設予定地を他に変更するよう求める内容の要望書」のみが提出されました。寿一】

村長》近くに蛇洞沢があり、処理した水の排水に利便性がある。

笹岡議員》処理した水は、浄化槽に再利用できると国基準で認められている。節水が出来るし、住民の水道料金を軽減できる。

村長》処理した水を浄化槽に還元する再利用はしていく。

笹岡議員》処理する上での施設の機能は説明できるか。

村長》処理するには、生ごみを投入することになっているので、学校給食の残飯物を使う。

笹岡議員》学校給食は休みの日を除いて毎日ある。だれが毎日残飯を回収するのか。給食が無い時はどこから確保するのか。

村長》無くてもよいようだ。

笹岡議員》生ごみが無くてもよいのであれば、投入する必要はないのではないか。1日の稼働時間はどの程度か。毎日稼働するのか。

村長》そうした細かいことは、これまでのところ聞いていない。

これから聞けばよいことだ。

笹岡議員》操業システムは細かいことではない。生ごみを入れることも、どういう機能なのか分らず、稼働時間も操業日数も分らない状況で、何故契約を急ぐのか。

村長》調査してきた結果、本村のような小規模の汚泥再生処理施設を扱う会社は他に無い。

笹岡議員》「小規模な処理施設を建設できる会社は無い」というが、御蔵島、青ヶ島では、この会社の施工費3億6千万円余の約半額の1億8千万円で施設されていて、既に稼働している。

副村長》3億6千万円と言っても、国の補助金や起債（借り入れ）ができ、村の負担は全額ではない。

笹岡議員》補助金は、御蔵島、青ヶ島の施設においても当然あるものと考えられる。

建設地を変更する考えはないか。

着工予定日は何時か。

村長》来年1月22日である。建設地の変更は考えていない。

笹岡議員》着工予定日迄は4ヶ月もある。ここで慌てて契約するのではなく、御蔵島、青ヶ島の現地にも行くなりして、調査してみる必要がありはしないか。それからでも契約は遅くないのではないか。

村長》着工までに事務的作業もある。御蔵島、青ヶ島に行って調査する考えはない。

【近隣住民の切実な要望を押し切って、高額な事業を議会にも説明できないまま、こうまでして強権的に執行する村政は、これまで経験がありません。寿一】

北朝鮮問題の解決は

北朝鮮が国際社会の意思を踏みにじり、大変危険な核実験と弾道ミサイル発射を行っていることは絶対に許すわけにはいきません。

しかし、北朝鮮の核・ミサイル問題で、破滅をもたらす戦争をけっして起こしてはなりません。

事態は、米朝首脳による恫喝（どうかつ）の応酬になっています。

一番の危険は当事者たちの意思にも反し偶発的な事態や誤算から軍事衝突が起こることです。危機打開のため、何よりも必要なのは米朝が直接対話に踏み出すことです。

消費税10％ 子育てに使うというが

安倍首相は解散の口実として「消費税10％の増税分の一部を教育・子育てにまわす」と突然、言い出しました。

保育や教育の負担軽減という国民の切実な願いを〝人質〟にとって、2度も延期を余儀なくされた消費税10％を国民に押しつける「増税宣言」です。

消費税増税は日本経済を深刻な消費不況に陥れます。

14年4月に安倍政権が大企業と富裕層に応分の負担を8％への消費税率引き上げを強行した結果、3年以上たっても個人消費は落ち込み、日本経済は低迷したままです。

今年8月までの41カ月のうち、家計の消費支出が前年同月を上回ったのはわずか4カ月にすぎません。

10％の消費税率の引き上げを強行したら、8％への増税時を上回る個人消費への悪影響を与えます。

個人消費の下落と低迷が日本経済をさらに悪化させるという経済の悪循環を加速します。

アベノミクスの下で大企業は減税されてきました。

異次元の金融緩和と株高政策で富裕層は大もうけをあげています。こうしたところに「応分の負担」を求める税制改革こそ実行すべきです。

［しんぶん「赤旗」から転載］

語ろう 日本共産党

憲法9条持つ日本が平和的解決へ主導を

日本共産党は、経済制裁の強化と一体に「対話による平和解決」を探ることが重要だと訴えています。

対話による解決を求める声は、ドイツ、フランス、韓国の首脳など世界の多数の声となっています。

安倍首相は、「対話は無駄骨」などといって否定する異常な姿勢を続けています。米国の軍事行使を容認し、安保法制にもとづき日米の軍事一体化も進めようとしています。これでは日本が米国の戦争に巻き込まれる危機を高めることになります。一度軍事衝突が起きれば、韓国や日本でのおびただしい犠牲が避けられません。

憲法9条を持つ日本こそ平和的解決のためにイニシアチブを発揮すべきではないでしょうか。

［しんぶん「赤旗」から転載］

大企業と富裕層に応分の負担を

衆議院　日本共産党
東京　3区予定候補

香西かつ介

日本共産党の主な政策

- 憲法を破壊する、安倍暴走政治をやめさせます！
- 平和と民主主義を蹂躙する戦争法と特定秘密保護法を廃止させましょう！
- 国民を監視し、人権を奪う危険な共謀罪法を廃止させましょう！
- 消費税の10％増税に反対します！
- 沖縄の辺野古米軍基地移設に反対します！
- 「森友・加計疑惑」など明らかにし、国政の私物化を許しません！

《衆議院選挙制度解説》

◎　比例は［日本共産党］などの、政党名で投票します。
（候補者名で投票すると無効になります）

◎　小選挙区は候補者名で投票します。